

東京都市計画高度利用地区の変更（品川区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
品川区大崎一丁目地内	A 約 4.6ha	30/10以下	6/10以下	10/10以上	200m <sup>2</sup> 以上	壁面線 2 m
	B 約 1.5ha	40/10以下	6/10以下	15/10以上	200m <sup>2</sup> 以上	壁面線 2 m
合計	約 6.1ha					
(注) 再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められた区域については、この規定は適用しない。						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

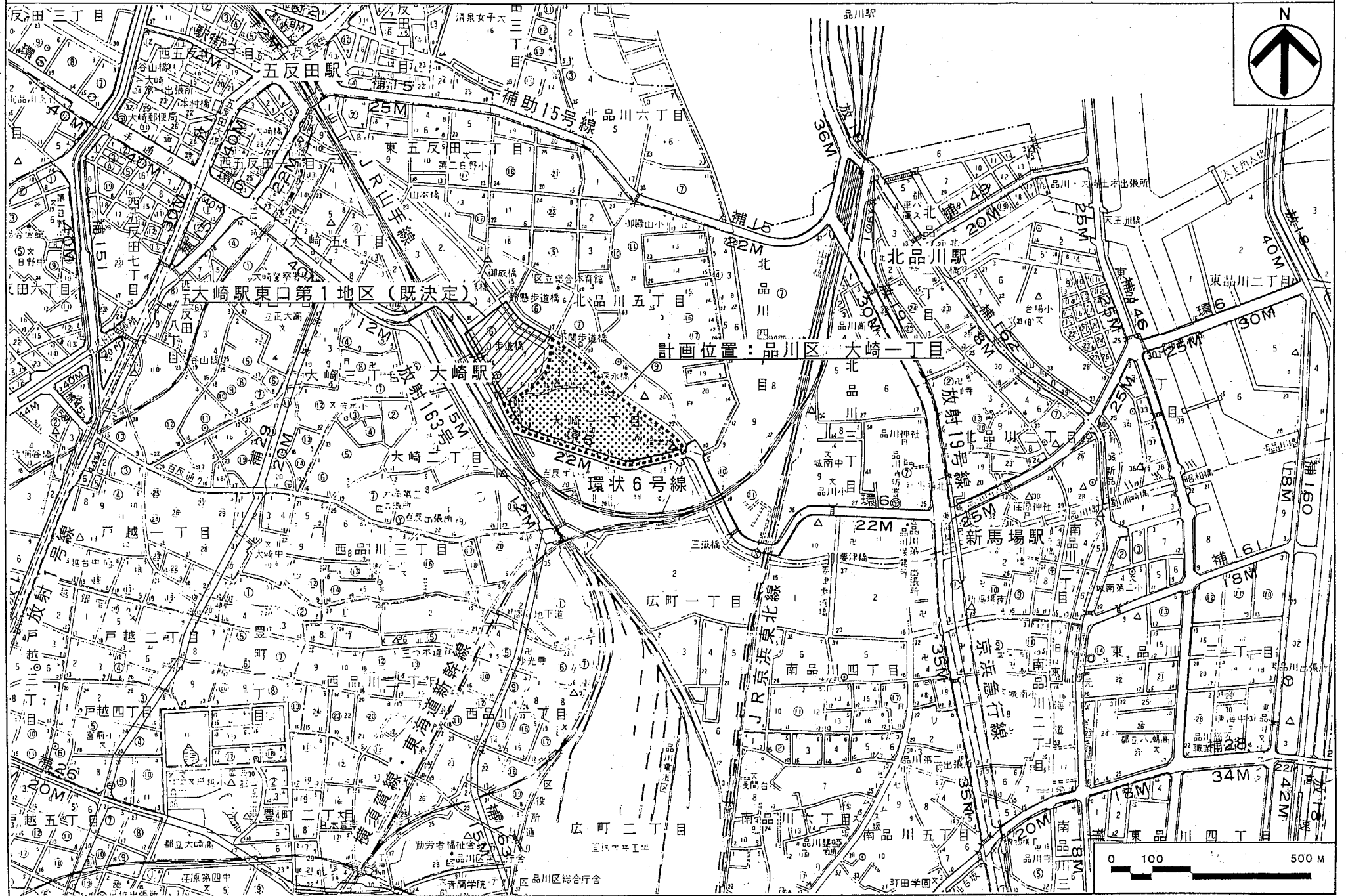
理由

市街地再開発事業に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため高度利用地区を変更（追加）する。

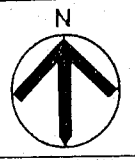
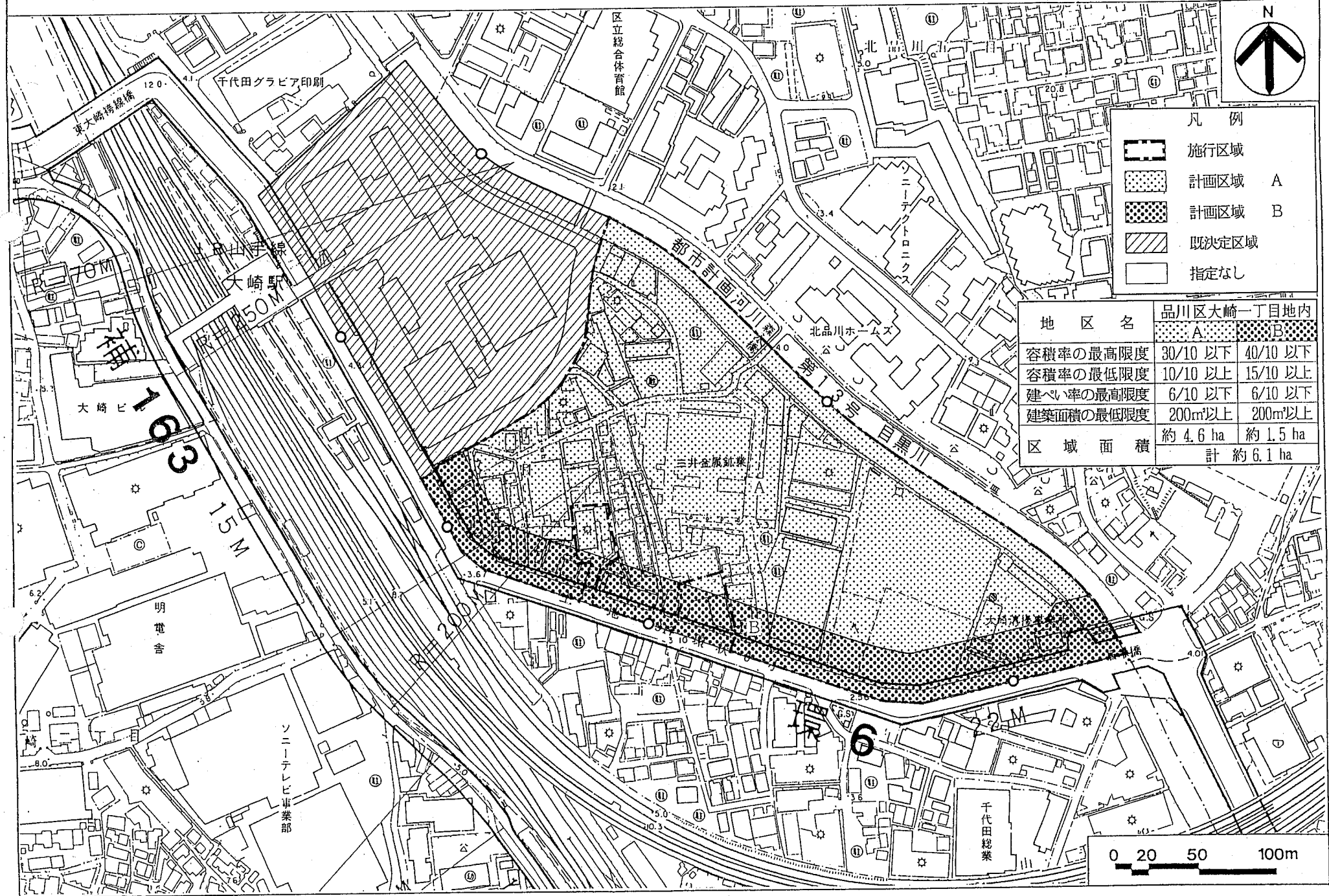
変更概要

変更箇所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	備考
品川区大崎一丁目地内	約 6.1ha	約 6.4ha	約12.5ha	追加 既決定： ・大崎駅東口第1地区 ・西大井一丁目地区 ・大井町駅東口第一地区 ・大井町駅西口D-1地区

東京都市計画 高度利用地区 (品川区決定) 大崎駅東口第2地区 位置図



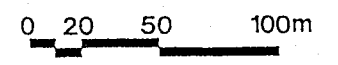
東京都市計画 高度利用地区 (品川区決定) 大崎駅東口第2地区 計画図(1) 計画区域 (品川区大崎一丁目地区内)



凡例

- 施行区域
- 計画区域 A
- 計画区域 B
- 既決定区域
- 指定なし

地区名	品川区大崎一丁目地区内	
	A	B
容積率の最高限度	30/10 以下	40/10 以下
容積率の最低限度	10/10 以上	15/10 以上
建ぺい率の最高限度	6/10 以下	6/10 以下
建築面積の最低限度	200m <sup>2</sup> 以上	200m <sup>2</sup> 以上
区域面積	約 4.6 ha	約 1.5 ha
	計 約 6.1 ha	



東京都市計画 高度利用地区 (品川区決定) 大崎駅東口第2地区 計画図(2) 壁面の位置の制限

